

懲戒処分の公表（令和8年10月2日）

市民病院事務局管理課長

八戸市立市民病院は、下記のとおり地方公務員法に基づく懲戒処分を行ったので、「職員の懲戒処分等の公表に関する基準」に基づき公表します。

記

- 1 被処分者 八戸市立市民病院 課長補佐級職員 30歳 男性
- 2 処分内容 懲戒処分 戒告
- 3 処分年月日 令和8年9月18日

4 事実の概要

当該職員は、令和8年7月18日(土) 午前9時15分頃、公務外に自家用車にて兵庫県尼崎市西本町の自動車専用道路を走行中、最高速度が60km毎時に指定されているところを108km毎時にて走行したため、48km毎時の速度超過による道路交通法違反で、罰金の刑事処分（令和8年8月18日）を受けたものであります。

このことは、八戸市職員として市民の信頼に応え、率先して交通法規を守るべき立場にありながら、地方公務員法第33条に規定する「信用失墜行為の禁止」に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、戒告処分としたものであります。

5 今後の対応

交通法規の遵守、自動車事故の防止等については、これまでも職員に対して常に細心の注意を払うよう指導してきたところではありますが、今後より一層指導の徹底を図って参ります。